

鳥取市野菜生産拡大支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市野菜生産拡大支援事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、野菜の生産拡大や新規に生産に取り組む農業者に対し、必要な機器の導入や畝作りに係る経費を支援することにより、農業者の野菜生産量を向上させ、農家経営の安定及び野菜の生産振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業の区分に応じ、別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金は、補助対象事業の区分に応じ、別表第3欄に掲げる経費から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額（以下「補助対象経費」という。）に同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金の額は、同表第5欄に掲げる額を上限とする。

(交付申請)

第6条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の3割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第9条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの
- (収益納付)

第11条 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年9月9日から施行し、平成25年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助対象事業費 上限額
(1) 白ねぎ生産拡大支援事業	白ねぎの生産拡大を目指す農業者、農業者グループ、機器のリースを行う農業協同組合等	生産、加工・調整又は商品づくりに関わる機器の導入経費。ただし、平成25年度導入のものに限る。（白ねぎ以外に利用可能な汎用性のある機器は除く。）	2 / 1 0	1 台あたり 3 5 千円
(2) アスパラガス生産拡大支援事業	アスパラガスを生産拡大により 5 a 以上の生産に取り組む農業者等	アスパラガスの新植に必要な畝作り（増反の場合は、増反部分に限る。）に要する経費（資材、肥料、農薬及び圃場整備に係るものに限る。）	1 / 3	1 aあたり 1 0 0 千円

別記様式（第6条、第9条関係）

年度鳥取市野菜生産拡大支援事業計画（報告）書

1 事業目的

2 事業実施方針

3 事業の内容

（1）白ねぎ生産拡大支援事業

機器名	台数	単価	事業費	補助対象経費	備考
		円	円	円	
合 計					

（注）経費の内容は、別紙で詳細を添付すること。

（2）アスパラガス生産拡大支援事業

事業内容	事業費	補助対象経費	備考
	円	円	
合 計			

（注）経費の内容は、別紙で詳細を添付すること。

4 生産計画

氏名	現行			計画(実績)		
	品目	作付面積・ 生産量	露地/施設	品目	作付面積・ 生産量	露地/施設
合計						

5 事業費の内訳

事業区分	事業費 (A+B)	比較増減		備考
		市補助金(A)	事業主体(B)	
白ねぎ生産拡大支援事業				
アスパラガス生産拡大支援事業				
合計				

6 収支予算 (又は決算)

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
事業主体					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
事業費	円	円	円	円	
合 計					

7 事業完了（予定）年月日

8 添付書類

（交付申請時）

（1）事業費の詳細がわかる資料（見積書等）

（2）具体的な取り組み内容及び効果が分かる資料（計画書等）

（実績報告時）

（1）事業費が確認できる資料（領収書、契約書の写し等）